

【 参 考 資 料 】

1. 公共下水道使用料の見直しについて

今後の段階的な見直しも考慮して、以下の理由から「平均改定率 5.8%が適当」と決定した。

○昨今の厳しい地域経済の状況から、市民の負担増には特段の配慮が必要である。

○基本使用料や水量 40m³ 以下でも、周辺都市と比べて概ね適正な水準となる。

○汚水処理費との格差は、平成 24 年度までの 3 箇年で 1 割程度の改善が見込まれ、市費による補填の抑制、使用者の応分負担の観点からもほぼ妥当である。

なお、改定後も依然として残る収入不足を市費で補填することとなり、一般会計を圧迫する状況が当面続くため、市の負担をできるだけ抑制するように、今後も経営改善に努めるべきである。

【主な内容】

○使用料体系の改定は、水量区分 40m³ 以下に限定

水量の多い使用者の負担に配慮し、40m³ 超の超過使用料は据置

○改定後の使用料（2 箇月分）の引上額は、基本使用料の 292 円から最大が 40m³ 以上の 712 円まで（40m³ 以上の引上額は同額）

◆これまでの改定状況（平均改定率）

平成 6 年度	平成 9 年度	平成 15 年度	平成 19 年度	今回の答申
20.4%	10.0%	28.7%	14.6%	5.8%

◆改定後の使用料（2 箇月分の税込金額）

使用水量	現 行	改定後	引上額	引上率
20 m ³ まで	2,122 円	2,414 円	292 円	13.8%
30 m ³	3,697 円	4,199 円	502 円	13.6%
40 m ³	5,272 円	5,984 円	712 円	13.5%
50 m ³	7,288 円	8,000 円	712 円	9.8%
60 m ³	9,304 円	10,016 円	712 円	7.7%
80 m ³	13,336 円	14,048 円	712 円	5.3%
100 m ³	17,368 円	18,080 円	712 円	4.1%
200 m ³	43,303 円	44,015 円	712 円	1.6%
1,000 m ³	286,903 円	287,615 円	712 円	0.2%
2,000 m ³	604,003 円	604,715 円	712 円	0.1%

2. 補足事項について

本市における公共下水道の普及率は平成 20 年度末で約 47% であり、現認可区域(大正川より東側の境地区など) については、平成 23 年度に整備完了の予定である。今年度中に米川の東側まで認可区域を拡大し、境地区、上道地区は平成 28 年度頃までにほぼ整備できる見通しである。また、森岡町から渡町へ汚水幹線を整備して、中海側の整備にも今後準備していくこととなっている。未整備地区の解消を図ることが第一の責務であり、引き続き公共下水道整備を推進するよう努めるべきである。